

宇多津町長 殿

申請者 住所
氏名

配偶者又はパートナー 氏名

宇多津町新婚等世帯家賃補助金誓約書

私たちは、宇多津町新婚等世帯家賃補助金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、宇多津町新婚等世帯家賃補助金交付要綱第3条各号に掲げる全ての要件を満たしており、宇多津町に定住します。
- 2 交付決定後の事情の変更により、宇多津町新婚等世帯家賃補助金交付要綱第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合や宇多津町に定住できなくなった場合は、ただちに宇多津町に申し出ます。

【宇多津町新婚等世帯家賃補助金交付要綱】

第3条 補助金の交付対象世帯は次の各号のいずれにも該当する新婚等世帯とする。

- (1) 婚姻届を提出した日又は宣誓証明書等の交付日現在において、夫婦又はパートナーのいずれもが満40歳未満であること。
- (2) 夫婦又はパートナーのいずれもが町内の民間賃貸住宅に居住し、当該民間賃貸住宅の所在地により同一世帯として住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 家賃が月額3万円以上であること。
- (4) 公的制度（生活保護、住居確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 世帯全員が補助金の交付申請時及び実績報告時に納付すべき納期限の到来した町税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）を完納していること。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 夫婦又はパートナーのいずれかが、この要綱及び宇多津町新婚世帯家賃等補助事業による補助金を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦又はパートナーのいずれもが、宇多津町結婚新生活支援事業補助事業及び宇多津町東京圏移住支援事業による補助金を受けたことがないこと。
- (9) 世帯構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。